

令和7年6月26日制定（国空安政第682号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則

第1章 総則

1－1 目的

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示（令和7年国土交通省告示第478号）により、指定航空従事者養成施設（以下「指定養成施設」という。）において、国が定める教育時間の要件によらず、訓練生の能力の習得状況に応じた教育・審査を行うことで実地試験の全部免除を可能とする能力ベース教育の導入を可能とした。

この細則は、航空従事者養成施設指定申請・審査要領（平成12年10月11日付け空乗第1197号）第12部、第13部、第15部及び第16部の教育計画に定める教育時間の要件に代え、「整備士として求められる整備作業のタスクのリスト化」、「タスクを適切に実施する能力の習得を念頭においた教育カリキュラムの制定」等の要件を満たす能力ベース教育の導入に当たり、その要件等を定めることを目的とする。

1－2 関連基準等

- 国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization : ICAO） Doc 9868 「Procedures for Air Navigation Services (PANS)-Training」
- ICAO Doc 10098 「Manual on Competency-based Training and Assessment for Aircraft Maintenance Personnel」

第2章 能力ベース教育プログラムの導入

能力ベース教育プログラムは、国が定める教育時間の要件に代え、「整備士として求められる整備作業のタスクのリスト化」、「タスクを適切に実施する能力の習得を念頭においてカリキュラムの制定」等の要件を満たすことにより、教育・審査の質を担保する養成手法である。

能力ベース教育プログラムに係る要件を満たし、教育・審査の質を担保できる体制が構築されていると認められる場合には、次に掲げる訓練・審査に能力ベース教育プログラムを導入することができる。

- ・指定養成施設における技能証明（一等航空整備士・二等航空整備士・一等航空運航整備士・二等航空運航整備士）の取得のための訓練・審査
- ・指定養成施設における技能証明（一等航空整備士・二等航空整備士・二等航空運航整備士）の限定変更のための訓練・審査

第3章 能力ベース教育プログラムの承認手順

能力ベース教育プログラムの導入について、教育規程の変更申請や限定変更の申請等が提出された場合には、次に掲げる手順を標準として能力ベース教育プログラムの確認等を行う。

1. 能力ベース教育プログラムの導入計画・運用体制の確認

能力ベース教育プログラムの導入に向けて、次に掲げる内容を確認する。

- ・能力ベース教育プログラムの導入計画
- ・能力ベース教育プログラムの運用体制、データ管理方法 等
- ・能力ベース教育プログラムの設計・開発の考え方

2. 能力及び評価手法の設定

- (1) 整備作業及び訓練・審査業務の分析に基づき、整備士・教官・技能審査員としての職責を果たすために求められる能力について、指定養成施設が設定したものを確認すること。
- (2) パフォーマンスの観察・分析に基づき、整備士・教官・技能審査員の能力を評価するための手法について、指定養成施設が設定したものを確認する。

3. カリキュラムの設計

主に次に掲げる事項の確認により、提出された能力ベース教育プログラムに係る書類が第4章に定める能力ベース教育プログラムの承認基準に適合していることを確認する。

- (1) Instructional Systems Design（以下「ISD」という。）の考え方を取り入れて整備士向けのカリキュラムが設計されていること。ISDの考え方については「Competency-Based Training and Assessment Programの審査要領細則（平成29年3月30日付け国空航第11576号）」の1－4項を参照。
- (2) 教官及び技能審査員に対する訓練についても、ISDの考え方を取り入れてカリキュラムが設計されていること。
- (3) 訓練・審査で使用される教材、評価シート等が作成されていること。

4. 教官の任用等

能力ベース教育プログラムに基づき、教官の任用訓練及び定期訓練を行うことを確認する。なお、他の訓練を担当するに当たり、必要となる訓練について既に同様の訓練を受けている場合には、これを省略できる。

5. 技能審査員の任用等

能力ベース教育プログラムに基づき、技能審査員の任用訓練及び定期訓練を行うことを確認する。航空従事者試験官による認定試験及び認定更新の審査において、技能審査員の能力の評価を行う。

6. 運用

1～5の確認等を終えた場合には、能力ベース教育プログラムを反映した教育規程の承認、能力ベース教育プログラムに係る課程の設置に係る限定変更の承認等を行う。

指定養成施設は、航空機の整備に係るデータや訓練・審査データの分析に基づき、航空機の整備に係る実態に即した訓練・審査の改善に向けて主体的に取り組むこと。

航空局は、データの収集・分析及びカリキュラムの改善等について指定養成施設のプログラム実施状況を検証することにより、ISDのサイクルが健全に機能しているかどうかの確認を行う。

(1) プログラム効果の確認

能力ベース教育プログラムでは、その品質の維持・向上のため、実際の航空機の整備及び訓練・審査に係るデータの分析が継続的に行われる。

指定養成施設から提出されたデータの分析及び指定養成施設とのレビュー等を通じて、次に掲げる方針に従って、指定養成施設のISDのサイクルが有効に機能しているかどうか継続的に確認する。

【方針】

- ・訓練・審査で収集されたデータについて、適切に能力の評価が実施されているかどうか検証する。
- ・データの分析結果により、カリキュラム効果の全体傾向の把握に努める。

(2) 指定養成施設とのレビューの実施

能力ベース教育プログラムの運用状況及び訓練・審査で収集されたデータの分析結果等を確認しつつ、次に掲げる内容について、指定養成施設と定期的にレビューを行うことにより、その後のカリキュラム等の見直しに向け、当該プログラムの運用状況及び課題等を把握する。

- ①能力ベース教育プログラムの運用状況及び課題
- ②教官及び技能審査員による能力評価の平準化の実施状況
- ③データ分析による訓練・審査の全体傾向
- ④能力ベース教育プログラムの見直し内容
- ⑤既存の訓練・審査体系から能力ベース教育プログラムへの移行状況

(3) 立入検査等の実施

能力ベース教育プログラムが適切に実施されているかどうか確認するため、指定養成施設から提出された訓練・審査のスケジュールに基づき、計画的及び臨時に立入検査を実施する。

(4) 安全情報の分析

申請者の安全管理体制の下で得られた安全情報（義務報告、自発報告等）のうち、整備士に関する情報（ヒューマンエラー等）について分析を行い、能力ベース教育プログラムにおけるカリキュラム等の改善への活用を促す。

(5) 定期報告書の提出

能力ベース教育プログラムの運用状況について、本細則に従って定期報告書の提出を求める。

第4章 能力ベース教育プログラムの申請及び承認基準

1. 申請

1-1 能力ベース教育プログラムに係る書類の提出

能力ベース教育プログラムを導入する場合には、次に掲げる内容を記載した書類を航空局に提出すること。能力ベース教育プログラムに係る書類は教育規程の一部と位置づけること。

- (1) 能力ベース教育プログラムの運用体制
 - ・能力ベース教育プログラムの運用体制及びデータ管理方法 等
- (2) 能力ベース教育プログラムの設計・開発の考え方
 - ・訓練・審査の設計・開発の考え方 等
- (3) 整備士として求められる能力及び能力評価手法
 - ・整備士として求められる整備作業を適切に実施する能力の設定及びその評価手法等
- (4) カリキュラム
 - ・訓練対象者のエントリーレベル
 - ・訓練生に対するカリキュラム
 - ・追加訓練・審査の考え方 等
- (5) 教官及び技能審査員として求められる能力、能力評価手法及び訓練・審査
 - ・教官及び技能審査員として求められる能力の設定及びその評価手法
 - ・教官及び技能審査員の任用要件、任用訓練・審査、定期訓練・審査
 - ・教官及び技能審査員の追加訓練・審査の考え方 等
- (6) その他本章2項の承認基準に適合するものであることを証するに足りる事項

1-2 能力ベース教育プログラムの設定及び変更手続き

- (1) 指定養成施設が、既に指定を受けている課程において能力ベース教育プログラムを開始しようとする場合は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第50条の10及び「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」の規定に従って教育規程の変更申請を行い、当該申請時に能力ベース教育プログラムに係る書類を提出すること。
- (2) 指定養成施設が、既に指定を受けている課程とは別に、新たに能力ベース教育プログラムを実施する課程を設置する場合は、規則第50条の9及び「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」の規定に従って限定変更の申請を行い、当該申請時に能力ベース教育プログラムに係る書類を提出すること。
- (3) 指定を受けていない航空従事者養成施設が能力ベース教育プログラムを実施する課程を設置し、指定を受けようとする場合は、規則第50条の3及び「航空従事者養

成施設指定申請・審査要領」の規定に従って指定の申請を行い、当該申請時に能力ベース教育プログラムに係る書類を提出すること。

(4) 設定した能力ベース教育プログラムの内容を変更する場合には、次のとおりとする。

①本章1－1(3)に掲げる内容を変更する場合には、規則第50条の10及び「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」の規定に従って教育規程の変更申請を行い、当該申請時に能力ベース教育プログラムに係る書類を提出すること。

②本章1－1に掲げる内容(1－1(3)に掲げる内容を除く。)を変更する場合には、規則第238条に従って、国土交通大臣に届出を行うこと。

2. 承認基準

能力ベース教育プログラムを導入する場合には、次に掲げる基準に適合していること。

2－1 能力ベース教育プログラムの推進等

能力ベース教育プログラムを行う指定養成施設は、航空機の整備の実態に係るデータ及び能力ベース教育プログラムの訓練・審査の中で得られたデータ等を収集・分析し、能力ベース教育プログラムの継続的な改善に向けて主体的に取り組むこと。

また、能力ベース教育プログラムは不安全事象(ヒヤリハットやヒューマンエラー等を含む。)に対するプロアクティブ(事前対処的)なアプローチであることを意識しながら、カリキュラムの開発、実施及び継続的な改善を通じてプログラムの向上を図り、整備士としての能力の習得及び組織の目標達成に努めること。

2－2 能力ベース教育プログラムの運用体制

(1) 能力ベース教育プログラム開発者の配置

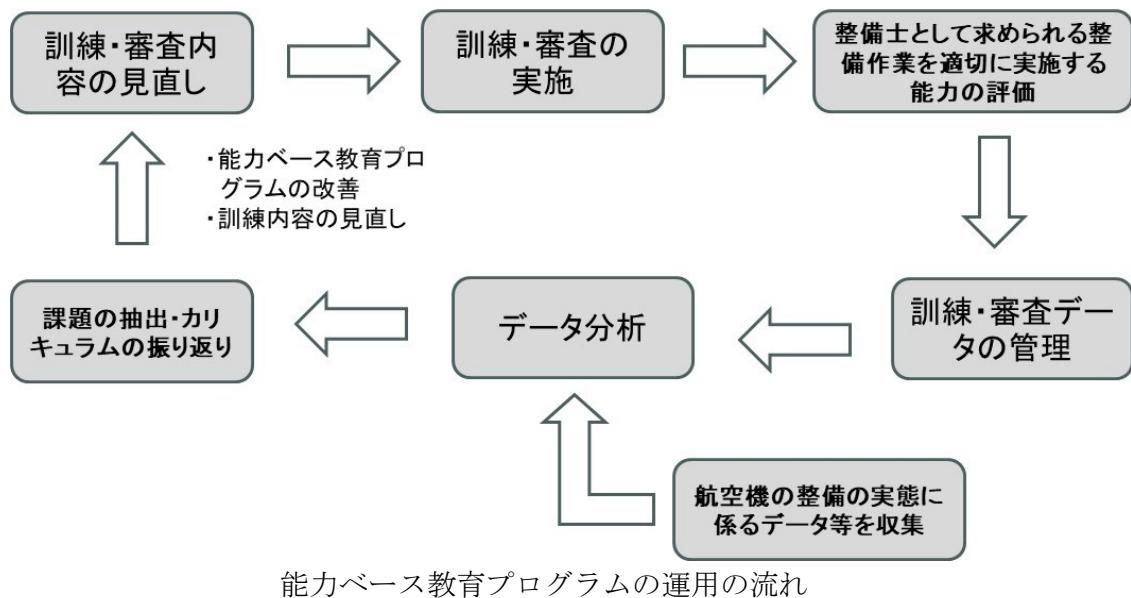
「Competency-Based Training and Assessment Programの審査要領細則」に規定するISDの考え方を理解し、能力ベース教育プログラムの全体像を把握した者を配置すること。

(2) 運用体制

ISDを活用しながら能力ベース教育プログラムを的確に運用するために必要な体制を構築し、その職務内容及び責任を定め、各部署の連携を図ること。また、組織図を付すこと。

- ・教官及び技能審査員の任用・管理を行う体制
- ・評価の信頼性の確保を推進する体制
- ・航空機の整備の実態に係るデータを収集し、分析する体制
- ・訓練・審査で収集されたデータの分析を実施する体制
- ・航空機の整備に係るデータや訓練・審査データに関する分析結果をフィードバック

クし、能力ベース教育プログラムの改善を推進する体制



(3) データ管理

訓練・審査に係るデータ管理について、本章2-10に掲げる基準に適合すること。

(4) 定期報告書の提出

定期的な報告書の提出について、本章2-12に掲げる基準に適合すること。

2-3 能力ベース教育プログラムの設計・開発の考え方

(1) ISDによる訓練・審査の設計・開発の考え方

ISDの考え方に基づき、整備士として求められる整備作業を適切に実施する能力を付与するためのカリキュラムの設計・開発に関する考え方等を定めること。

2-4 整備士として求められる能力及び能力評価手法

2-4-1 整備士として求められる能力の設定

(1) 整備士として求められる整備作業のタスクを定めること。

少なくとも「航空整備士実地試験要領（平成18年6月31日付け国空乗第80号）」の別表に掲げる試験の実施要目及び判定要点に係る事項を網羅するとともに、航空機の整備に係る実態も踏まえ、これらの事項を細分化した形で整備作業のタスクをリスト化すること。

(2) (1)のタスクを適切に実施する能力を整備士として求められる能力として定めること。

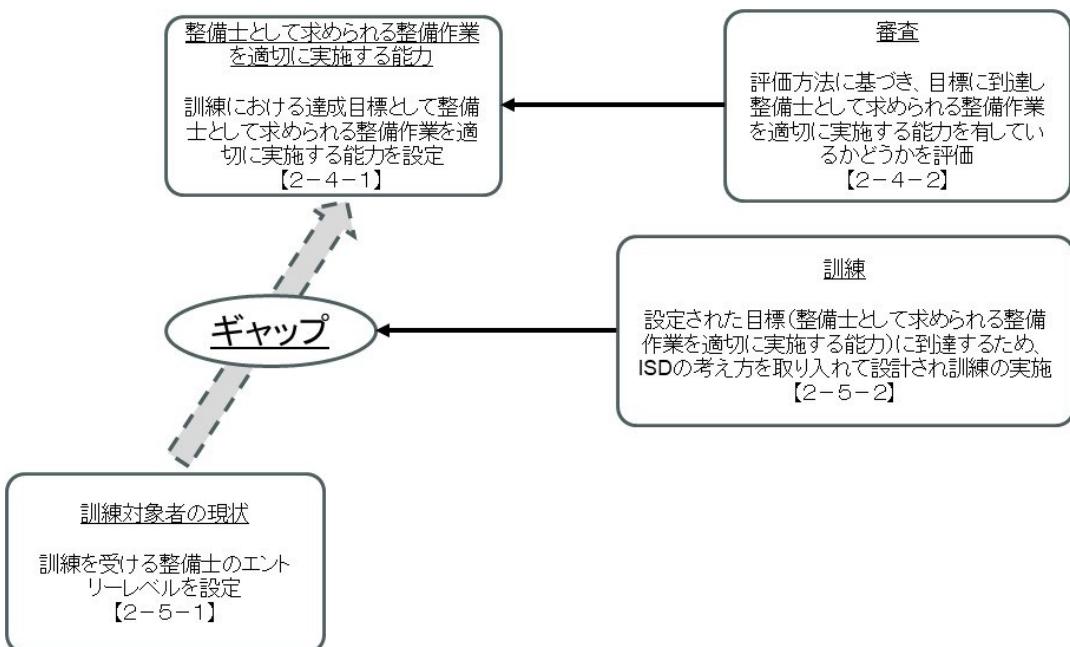
2-4-2 能力評価手法の設定

- (1) 訓練生のパフォーマンスを観察・分析し訓練生の能力を評価するための手法(Grading System)(以下「能力評価手法」という。)を設定すること。
- (2) 技能審査における能力評価だけでなく、教育課程を適切な単位(ATA チャプター毎など)で区切り、それぞれの段階で、本章2-5-3に規定する技能審査の評価基準を用いて教官が筆記試験、口述試験又は実技試験を行うことで、訓練生の能力の習得状況を評価すること。
また、十分なパフォーマンスが発揮されなかつ根本原因(Root cause)を特定し、そのように判断した根拠が明確に分かるよう、コメント等により記録すること。
- (3) 技能審査における能力評価に係る事項は、本章2-5-3に従って定めること。
(本章2-5-3の技能審査に係る事項は、本項の能力評価手法の一部として組み込むこと。)

2-5 カリキュラム

2-5-1 訓練対象者のエントリーレベル

訓練対象者のエントリーレベルに応じて、能力を付与するために必要な訓練内容は異なることを踏まえ、効果的かつ効率的な訓練を行うため、訓練対象者の母集団を明確化し、エントリーレベルを定めること。



2-5-2 カリキュラムの作成

整備士として求められる整備作業のタスクを適切に実施する能力を習得するための

教育カリキュラムを設計し、その課目、標準時間及び実施方法を定めること。

なお、訓練の効果及び効率を高めるため、ISDの考え方を取り入れた教育カリキュラムを設計すること。

2-5-3 技能審査

技能審査について、審査を行う時期、審査実施の要件、評価基準、評価方法及び実施要領を定めること。

技能審査の実施要領は、「航空整備士実地試験要領」に準拠して定めるものとし、評価基準・評価方法は、少なくとも「航空整備士実地試験要領」の別表に掲げる試験の実施要目、判定要点及び判定基準を網羅するほか、航空機の整備に係る実態も踏まえ、「航空整備士実地試験要領」に規定する判定要点等を細分化して定めること。

2-5-4 訓練生に対する追加訓練・再審査等

本章2-4-2(2)に規定する能力の習得状況の評価において習得が不十分又は技能審査等において不合格と判定された訓練生について、追加訓練、再審査等を行う手法を定めること。

追加訓練等が行われる条件・期間・内容、再審査の実施条件、再審査の結果に対する対応方法、追加訓練等を中止する条件等を詳細に定めること。

再審査の回数については、「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」に規定する回数を限度とする。

追加訓練、再審査等を実施する流れについて、フローチャート等によっても定めること。

2-6 教官として求められる能力、能力評価手法及び教官の訓練・審査

2-6-1 教官の任用・管理体制

教官に対する訓練及び教官としての能力の評価を実施する者の要件を定めること。

2-6-2 教官に求められる能力の設定

能力ベース教育プログラムにおいて、訓練生の能力を適切に評価し、その評価データの信頼性を高めることが不可欠である。

このため、本章2-4-1に規定する整備士として求められる整備作業のタスクを適切に実施する能力のほか、次に掲げる教官の役割に照らして教官として求められる能力を定めること。

- ・整備士として求められる能力及び教育カリキュラム・教育方法を理解し、能力評価手法に従って教育課程のそれぞれの段階で、訓練生の能力の評価を適切に行うことができる。
- ・高評価と評価されたパフォーマンスを見出し、適切にフィードバックすることが

できる。

- ・低評価と評価されたパフォーマンスに対する根本原因を特定又は推定することができる。
- ・許容できない安全性の低下につながりかねないパフォーマンスを特定することができる。
- ・適切な教育技法を活用しながら、整備士として求められる能力の醸成に向けた助言を行うことができる。

2－6－3 教官の能力評価手法の設定

本章2－6－2の教官に求められる能力を踏まえて、教官の能力を任用時及び定期的に評価するための手法（以下「教官能力評価手法」という。）を定めること。

教官能力評価手法には、評価内容、評価方法及び実施方法を含めること。

2－6－4 教官任用訓練対象者のエントリーレベル

教官任用訓練対象者のエントリーレベルに応じて、能力を付与するために必要な訓練内容は異なることを踏まえ、効果的かつ効率的な訓練を行うため、教官任用訓練対象者の母集団を明確化し、エントリーレベルを定めること。

2－6－5 教官の任用

(1) 任用要件

教官の任用要件として、次に掲げる事項を定めること。

- ①訓練の種類を考慮して適切な者を任用すること。
- ②設定された任用訓練を修了していること。
- ③設定された整備経験の要件を満足していること。
- ④ISDの基本的な考え方を理解していること。
- ⑤能力評価手法を十分に理解し、整備士として求められる能力の評価を適切に行うことができること。
- ⑥訓練生の能力の習得を促進させる訓練を行うための技法を習得していること。

(2) 任用訓練・審査

教官が担当する訓練の種類に応じて、次に掲げる訓練課目の例を参考にしながら、教官任用訓練カリキュラムを設定し、その課目、標準時間及び実施方法を定めること。

また、任用訓練の最後には、教官能力評価手法に基づき、教官として求められる能力を有しているかについて評価を行うこと。

評価は、教官が担当する訓練の種類に応じて、筆記試験、口述試験又は実技試験を適切に組み合わせて行うこと。

【訓練課目の例】

- ・教官の責務
- ・ISDに基づく能力ベース教育プログラムの開発・実施・改善に係る基礎
- ・訓練実施時の安全性の考慮
- ・整備士の能力評価手法
- ・ヒューマンファクター
- ・整備士の能力習得プロセス
- ・効果的な教育技法（デモンストレーション技法、インストラクション技法、ファシリテーション技法 等）
- ・訓練生に対する能力評価及び質問の方法
- ・訓練の準備
- ・様々なバックグラウンド及び経験等を有する訓練生に対する訓練の実施方法
- ・評価の平準化及び評価結果の信頼性
- ・訓練設備の限界
- ・エラーの分析及び適切な是正方法
- ・データ収集・分析プロセス

（3）定期訓練・審査

教官が担当する訓練の種類に応じて、少なくとも年に1回以上、教官の定期訓練を行うこととし、その課目、標準時間及び実施方法を定めること。

また、定期訓練の最後には、教官能力評価手法に基づき、教官としての能力が維持されているかについて評価を行うこと。

評価は、教官が担当する訓練の種類に応じて、筆記試験、口述試験又は実技試験を適切に組み合わせて行うこと。

【訓練課目の例】

- ・能力ベース教育プログラムのレビュー
- ・評価の平準化及び評価結果の信頼性
- ・教官に係る資格維持訓練
- ・教官としての能力を維持・向上させるための訓練
- ・その他、任用訓練で実施したものうち必要と考えられるもの

2－6－6 教官に対する追加訓練等

訓練等において十分なパフォーマンスを発揮することができなかつた者について、追加訓練等を行う手法を定めること。

追加訓練等が行われる条件・期間・内容、再評価の実施条件、再評価の結果に対する

る対応方法、追加訓練等を中止する条件等を詳細に定めること。

追加訓練等を実施する流れについて、フローチャート等によっても定めること。

2－6－7 教官の業務範囲

教官が実施することができる業務範囲を定めること。

- (1) 教官は、訓練の種類に応じて、整備士として求められる能力を付与するための訓練を担当すること。
- (2) 訓練を担当する教官の中から、本章2－4－2に掲げる能力の習得状況の確認を行う者を配置すること。

2－7 技能審査員として求められる能力、能力評価手法及び技能審査員の訓練・審査

2－7－1 技能審査員の任用・管理体制

技能審査員に対する訓練及び技能審査員としての能力の評価を実施する者の要件を定めること。

2－7－2 技能審査員に求められる能力の設定

能力ベース教育プログラムにおいて、訓練生の能力を適切に評価し、その評価データの信頼性を高めることが不可欠である。

このため、本章2－4－1に規定する整備士として求められる整備作業のタスクを適切に実施する能力のほか、次に掲げる技能審査員の役割に照らして技能審査員として求められる能力を定めること。

- ・整備士として求められる能力及び教育カリキュラム・教育方法を理解し、本章2－5－3に規定する技能審査の評価方法等に従って、整備士として求められる能力の評価及び合否の判定を行うことができる。
- ・高評価と評価されたパフォーマンスを見出し、適切にフィードバックすることができる。
- ・低評価と評価されたパフォーマンスに対する根本原因を特定又は推定することができる。
- ・許容できない安全性の低下につながりかねないパフォーマンスを特定することができる。

2－7－3 技能審査員の能力評価手法の設定

本章2－7－2の技能審査員に求められる能力を踏まえて、技能審査員の能力を任用時及び定期的に評価するための手法（以下「技能審査員能力評価手法」という。）を定めること。

技能審査員能力評価手法には、評価内容、評価方法及び実施方法を含めること。

2-7-4 技能審査員任用訓練対象者のエントリーレベル

技能審査員任用訓練対象者のエントリーレベルに応じて、能力を付与するために必要な訓練内容は異なることを踏まえ、効果的かつ効率的な訓練を行うため、技能審査員任用訓練対象者の母集団を明確化し、エントリーレベルを定めること。

2-7-5 技能審査員の任用

(1) 任用要件

技能審査員の任用要件として、次に掲げる事項を定めること。

- ①審査の目的、位置づけ等を考慮して適切な者を任用すること。
- ②設定された任用訓練を修了していること。
- ③設定された整備経験の要件を満足していること。
- ④ISD の基本的な考え方を理解していること。
- ⑤能力評価手法を十分に理解し、整備士として求められる能力の評価及び合否の判定を適切に行うこと。

(2) 任用訓練・審査

次に掲げる訓練課目の例を参考にしながら、技能審査員任用訓練カリキュラムを設定し、その課目、標準時間及び実施方法を定めること。

また、任用訓練の最後には、技能審査員能力評価手法に基づき、技能審査員として求められる能力を有しているかについて評価を行うこと。

評価は、筆記試験、口述試験又は実技試験を適切に組み合わせて行うこと。なお、実技試験は必ず行うこと。

【訓練課目の例】

- ・整備士の能力の評価方針及び評価手法
- ・能力の評価に関する指定養成施設の方針
- ・技能審査員の役割及び責任
- ・管理手順（データ収集・分析の手順等）
- ・評価実施時の安全性の考慮
- ・評価の平準化及び評価結果の信頼性
- ・評価を行うための基準

(3) 定期訓練・審査

少なくとも年に1回以上、技能審査員の定期訓練を行うこととし、その課目、標準時間及び実施方法を定めること。

また、定期訓練の最後には、技能審査員能力評価手法に基づき、技能審査員としての能力が維持されているかについて評価を行うこと。

評価は、筆記試験、口述試験又は実技試験を適切に組み合わせて行うこと。なお、実技試験は必ず行うこと。

【訓練課目の例】

- ・能力ベース教育プログラムのレビュー
- ・評価の平準化及び評価結果の信頼性
- ・技能審査員に係る資格維持訓練
- ・技能審査員としての能力を維持・向上させるための訓練
- ・その他、任用訓練で実施したもののうち必要と考えられるもの

2－7－6 技能審査員に対する追加訓練等

訓練等において十分なパフォーマンスを発揮することができなかつた者について、追加訓練等を行う手法を定めること。

追加訓練等が行われる条件・期間・内容、再評価の実施条件、再評価の結果に対する対応方法、追加訓練等を中止する条件等を詳細に定めること。

追加訓練等を実施する流れについて、フローチャート等によっても定めること。

2－7－7 技能審査員の業務範囲

技能審査員が実施することができる業務範囲を定めること。

(1) 技能審査員は、技能証明の付与及び技能証明の限定の変更のための審査を担当すること。

2－8 教官及び技能審査員による評価の信頼性

能力ベース教育プログラムの改善を行うにあたり、教官及び技能審査員による能力の評価データが、信頼性が高くかつ妥当性のあるものであることが必要である。

このため、教官及び技能審査員による評価データの平準化のための体制及び取り組みを定めることにより、評価の信頼性確保に努めること。

2－9 整備士に係る能力ベース教育プログラムの内容の共有

能力ベース教育プログラムの導入・運用に当たり、当該プログラムに関わる全ての者（訓練生、教官、技能審査員等）に対して、次に掲げる内容を共有すること。

- (1) 能力ベース教育プログラムの全体像
- (2) 整備士として求められる能力
- (3) 能力評価手法

2－10 データ管理等

能力ベース教育プログラムでは、航空機の整備の実態に係るデータ及び整備士としての能

力の評価（教育課程の各段階及び技能審査における評価）に係るデータを分析することにより、必要な改善を行うことを前提としている。

このため、能力の評価に係るデータの収集・保存を行う手法を定めること。

(1) データ収集・保存

カリキュラムで実施された能力の評価に関するデータを収集すること。また、収集されたデータの入力・保存を行うための手段及び方法を定めること。

(2) データの提出

訓練及び技能審査で収集された能力の評価に関するデータを1年ごとに航空局に提出すること。提出するデータの内容は、指定養成施設と航空局との協議により詳細を決定すること。

2-1-1 能力ベース教育プログラムの改善

訓練及び技能審査で収集された能力の評価に関するデータを分析することにより、少なくとも以下の事項について年2回以上、改善を行う体制を構築すること。なお、最新の技術資料（メンテナンス・マニュアル、サービス・ブレティン等）の反映は、その都度行うこと。

(1) 訓練生関連

- ①整備士として求められる整備作業のタスク
- ②訓練生の能力評価手法
- ③訓練対象者のエントリーレベル
- ④教育カリキュラム、教育方法
- ⑤技能審査を行う時期、技能審査実施の要件
- ⑥技能審査における評価基準、評価方法及び実施要領

(2) 教官関連

- ①教官に求められる能力
- ②教官能力評価手法
- ③教官の任用要件・任用訓練・任用審査・定期訓練・定期審査

(3) 技能審査員関連

- ①技能審査員に求められる能力
- ②技能審査員能力評価手法
- ③技能審査員の任用要件・任用訓練・任用審査・定期訓練・定期審査

2-1-2 定期報告書の提出

能力ベース教育プログラムでは、その品質管理のため継続的なデータの分析が必要である。このため、実際の航空機の整備作業で発生している課題等と、訓練・審査の効果を関連

づけながら分析し、その分析結果をまとめた定期報告書を作成し、年に1回、航空局に提出すること。

定期報告書は、実際の航空機の整備作業で発生している課題等と訓練・審査の効果の関連が分かるよう、少なくとも次に掲げる内容を含めること。

(1) 航空機の整備作業の実態等

- ①航空機の整備作業の実態及び課題
- ②実際の整備作業で発生した不安全事象（ヒヤリハットやヒューマンエラー等を含む。）
- ③上記のほか、能力ベース教育プログラムを改善するために必要と考えられるデータ
- ④①～③の分析結果と訓練・審査の関連性

(2) 能力ベース教育プログラムの評価

- ①能力ベース教育プログラムの評価
- ②能力ベース教育プログラムを行う中で得られた課題
- ③能力ベース教育プログラムの品質管理・品質向上に向けた取り組み状況

(3) データ分析の結果

- ①整備士としての能力評価に係るデータの分析結果
- ②整備士としての能力に係る全体傾向及び課題

(4) 教官及び技能審査員の能力評価等に係る実態

- ①能力評価の平準化に係る取り組み状況
- ②能力評価の結果に係る信頼性
- ③能力ベース教育プログラムの運用における課題及びその対応状況・方針

(5) 能力ベース教育プログラムの改善

- ①能力評価に係るデータ分析に基づくプログラムの改善内容
- ②改善内容に対する対応状況・方針

2-1-3 技能審査の立ち会い

年に1回以上、航空局による技能審査の立ち会いを受け、教育・審査の質を維持されているかの確認を受けること。立ち会う人数は、課程に所属する訓練生の人数の1割程度を目安とするが、航空局と調整の上、決定すること。

立ち会いの結果は、技能審査の結果と併せて記録すること。

3. 承認

本章2項の承認基準を満たしていることが確認された場合には、本章1-2に掲げる手続

きに応じて、能力ベース教育プログラムを反映した教育規程の承認、能力ベース教育プログラムに係る課程の設置に係る限定変更の承認等を行う。

4. 能力ベース教育プログラムに係る課程の承認の取り消し

技能審査員の認定、随時検査その他航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 134 条第 1 項及び第 2 項に基づく報告徴収・立入検査の結果、この通達の規定による能力ベース教育プログラムが適切に運用されていないと認められる場合等においては、航空法第 29 条第 6 項の規定に基づき、能力ベース教育プログラムに係る業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、6 月以内において期間を定めて能力ベース教育プログラムに係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は、能力ベース教育プログラムに係る課程の承認等を取り消すことができる。

附 則（令和7年6月26日）

この細則は、令和7年6月26日から適用する。